

	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
期間	<p><u>令和3年8月8日(日)</u>  <u>～8月31日(火)</u>  <b>24日間</b></p> <p>※ 以下の38市町村についても、  8月6日・7日は県独自の緊急事態宣言の対象</p>	<p>令和3年8月6日(金)  <u>～8月31日(火)</u>  <b>26日間に延長</b></p>
考え方	<p>「直近1週間の人口1万人当たりの  新規陽性者数」が<u>1.5人以上</u></p>	左記以外
対象区域	<p><u>右記6市町を除く</u>  <b>38市町村</b></p>	<p>日立市、高萩市、大洗町、  城里町、大子町、河内町  (8/4時点で<b>6</b>市町)</p>

今後、感染状況に応じて、重点措置の対象区域を追加 (1週間後に見直し予定)

茨城県が国の「まん延防止等重点措置」の適用地域に指定されたことに伴い、下記の通り臨時休館期間を延長といたします。

## 【臨時休館期間】

2021年8月6日(金)～8月31日(火)

ご来館を楽しみにされていた皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

なお、状況により臨時休館の延長もございますので予めご了承下さい。

※営業再開および延長等につきましては、今後の状況を踏まえながら慎重に判断しホームページ等で改めてお知らせいたします。